

令和5年度
環境保全計画書

令和5年6月

川崎重工業(株) 神戸工場

1. 環境保全に関する基本方針（環境基本理念：Kawasaki 地球環境ビジョン 2050）

環境憲章に掲げる環境方針、グループミッション（「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”」）及び新たに策定した「環境経営活動基本計画 2023」を推進し、事業活動に伴うカーボンニュートラルを目指し意欲的な CO2 排出削減目標を設定する。

CO2 排出の削減は原材料の調達から製品の使用・廃棄までとサプライチェーン全体を視野に入れた、新たな削減目標「Zero-Carbon Ready」を設定し、2040 年までにサプライチェーン上流（材料・部品の調達等）においては CO2 排出量を 80%削減し、サプライチェーン下流（製品の使用）においては全事業において CO2 を排出しない製品・サービスを用意し、さらに CCUS 事業などを通じて世の中のカーボンニュートラルの早期実現に貢献する。

新たな取り組みとして、サプライチェーン上流の CO2 見える化、連結データの把握・第三者保障の取得、SBT 認証取得や水セキュリティ・生物多様性のテーマを設定し、企業価値向上のための財務情報の拡充を図る。

（重点施策）

○CO2 FREE

目標：2040 年度の Zero-Carbon Ready の実現に向けた各種施策の推進。

- ① サプライチェーン全体の CO2 削減：エコロジカル・フロンティアズ登録と製品貢献による CO2 排出量削減
- ② 脱炭素エネルギーの導入拡大：太陽光発電の導入と電力統合管理の仕組み構築
- ③ 省エネ活動の推進：省エネ設備投資の計画的な実施
- ④ 燃料転換：生産工程の燃料転換、構内車両 EV 化など

○Waste FREE

目標：直接埋め立て廃棄物量+廃棄物総発生量を 1%以下（当社単体）

- ㊦ 水セキュリティへの対応：海外生産拠点における水リスク・機会の整理をし、水使用量と排水量の連結データを把握
- ㊧ サーキュラーエコノミーへの対応：主要廃棄物の連結データ把握

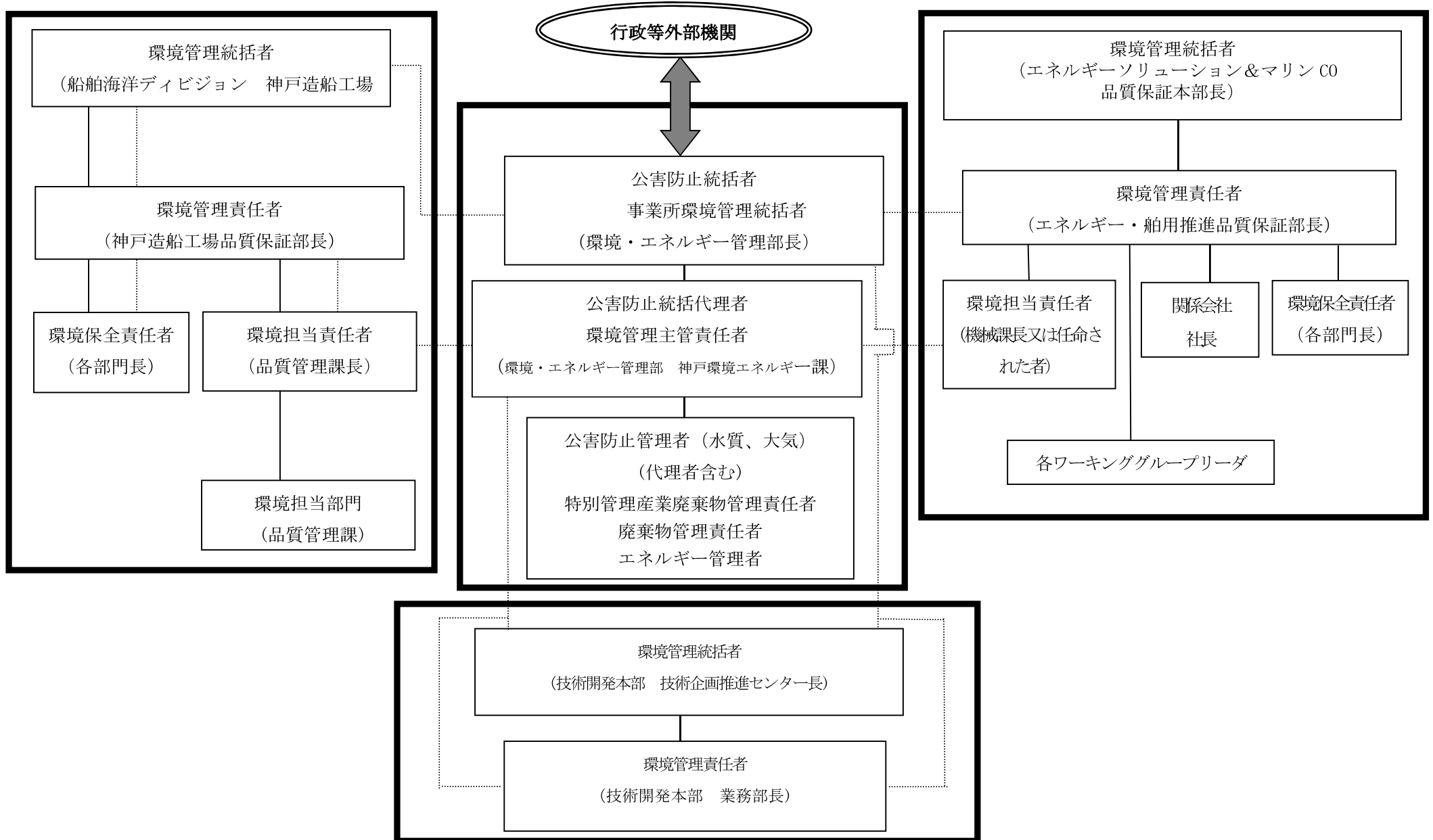
○Harm FREE

目標：環境リスクを低減しながら生物多様性を尊重した工場運営を行う

- ⑦ 有害化学物質の適正な管理と代替え検討：主要有害化学物質の連結データ把握
- ⑧ 生物多様性（TNFD）への対応：当社事業が生物多様性に与える影響評価

2. 環境保全に関する組織の状況

神戸工場の環境管理体制 (実線：指揮命令系統、点線：情報の流れ)



3. 2023年度環境経営活動基本計画における目標及び取り組み

(1) CO₂FREE ～脱炭素社会の実現～

- ・CO₂排出量を2022年度実績値より1%削減。
- ・水素発電利用時に必要な要素となる電力の自己託送体制を確立
- ・省エネによるコスト削減、燃料転換による脱炭素化を推進。
- ・全社的な太陽光発電設備の積極導入を継続。
- ・水素ガスによる鋼板切断：技術検証を継続

(2) Waste FREE ～循環型社会の実現～

- ・直接埋め立て廃棄物量÷廃棄物総発生量を1%以下にする。
- ・産業廃棄物の廃プラスチック類処分量、製品梱包に利用するプラスチック類の把握と削減。
- ・高濃度PCB廃棄物の確実な処理と低濃度PCB廃棄物の2027年3月までの計画的な処理
- ・水資源の保全・リサイクルを徹底する。

(3) Harm FREE ～自然共生社会の実現～

- ・環境リスクを低減しながら生物多様性を尊重した工場運営、事業展開を行う。
- ・主要VOC（トルエン、キシレン、エチルベンゼン）とジクロロメタン、六価クロムの適切な管理。
- ・工場における樹種の把握と在来種への置き換え、および全社の森林保全活動の継続。

4. 各種対策に係る計画

①公害防止対策に関する目標及び管理目標値

項 目	目 標 及 び 目 標 値
大気汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染防止法」「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例」及び「環境の保全と創造に関する条例」を遵守する。 ○別紙1に記載する「大気汚染防止法に係る特定施設の排出基準自主管理値」を遵守する。 ○ばいじん、NOx、SOxの年間総排出量を把握し、削減に努める。
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「水質汚濁防止法」「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例」及び「環境の保全と創造に関する条例」を遵守する。 ○別紙2に記載する「水濁法/瀬戸法に係る特定施設の排出管理基準値(濃度規制)」を遵守する。 ○海域の富栄養化対策に資するため、兵庫県の定めた削減指導要領に基づき、COD、窒素及び磷の総排出量の削減に努める。 ○「有害物質等」による土壌及び地下水汚染の未然防止に努める。
騒音防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」を遵守する。 ○周辺地域の環境基準の達成と維持に支障がないように努める。
振動防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」を遵守する。
悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」を遵守する。
土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」を遵守する。 ○汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
産業廃棄物削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する。 ○廃棄物の発生を抑制すると共に、再利用を促進する。
P R T R への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質取扱量を把握し削減に努める。

②目標達成の為に講じる措置・対策／公害防止対策に係る調査・測定計画

目 標 項 目		目 標 達 成 の た め に 講 ず る 措 置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大 気 汚 染 防 止	ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、等）粉じん、有害大気汚染物質の年間総排気量の把握と排出量削減	○ばい煙発生施設の設置又は更新する場合は、出来る限り低 NOx 仕様の機器を採用する。
	法令等の基準の遵守	○排ガス処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、別紙1「大気汚染防止法に係る特定施設の排出基準自主管理値」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。 ○測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に報告すると共に、適正な処置を講ずる。
水 質 汚 濁 防 止	公共用水域に排出する場合	
	法令等の基準の遵守	○排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、別紙2「水濁法/瀬戸法に係る特定施設の排出管理基準値（濃度規制）」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。 ○測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に報告すると共に、適正な処置を講ずる。
	公共下水道を使用する場合	
	公共用水域の環境保全	○「下水道法」及び「神戸市下水道条例」の規定を遵守する。
騒 音 防 止	法令等の基準の遵守	○当事業場は工業専有地域につき指定地域外であるが、必要に応じて測定・監視を行ない、基準を遵守するために必要な措置を講ずる。 ○発生源対策として、必要により防音カバーの設置、吸音材の設置等行なう。
振 動 防 止	法令等の基準の遵守	○当事業場は工業専有地域につき法指定地域外であるが、必要に応じて測定・監視を行ない、基準を遵守するために必要な措置を講ずる。
悪 臭 防 止	法令等の基準の遵守	○必要により測定・監視を行なう。 ○発生源対策として、発生工程の密閉化、発生源の早期撤去などを必要により行なう。
土 壌 汚 染	特定有害物質を廃止している場合	
	土壌汚染の未然防止	当事業場は有害物質を使用する水質特定施設を廃止しているが、廃止前後で土地の使用状況に変化がないため調査が免除されている。 ○指定区域の土壌の掘削・搬出を行う場合は届出をする。 ○土地の使用状況に変更がないことを年度毎に報告をする。 ○指定区域以外でも土壌を掘削・外部搬出した場合には報告をする

産業 廃 棄 物 対 策	法令等の規制の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を遵守する。 ○特別管理産業廃棄物については、法令に規定する保管, 処理, 処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制・再利用	<ul style="list-style-type: none"> ○「神戸市産業廃棄物の多量排出事業者に係る処理計画作成に関する指導要綱」に基づき、産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に努め、要綱の規定に従い処理計画の策定や報告を行なう。 ○分別の徹底並びに処理方法の見直しによりリサイクル率の向上を計る。 ○廃棄物排出量、リサイクル率は年央、年度末にデータ集計し達成状況を確認する。
P R T R 対 策	有害化学物質の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○無溶剤塗料の採用、塗料付着率の向上、塗料歩留まり向上などにより、排出量の削減を計る。 ○有害物質含有品の代替による取扱量の削減を検討する。 ○工場内の保全塗料を水性塗料に切り替える。

以上

●大気汚染防止法に係る特定施設の排出基準自主管理基準値

(別紙1)

硫黄酸化物(SOx)、ばいじん、窒素酸化物(NOx)

No	施設設置年月日	施設の名称	施設の種類の	施設規模(最大排出ガス量)[Nm ³ /h] ※5	K値	He	硫黄酸化物 [Nm ³ /h]			ばいじん [g/Nm ³]			窒素酸化物 [ppm]					
							兵庫県条例 排出基準 ※1	届出値	自主管理基準値 ※2	大気汚染防止法 排出基準	兵庫県条例 排出基準	公害防止協定 排出基準	届出値	自主管理基準値 ※2	大気汚染防止法 排出基準	兵庫県条例 排出基準	届出値	自主管理基準値 ※2
009	S40.8 ※H24.9 改修	焼鈍炉150t	金属加熱炉	7,103	1.17	20	0.47	-	定量限界以下	0.20 On=11	0.25 実測値	0.14	-	0.126	150~180 On=11	150 On=11	80 On=11	72
011	S49.1	焼鈍炉120t	金属加熱炉	6,128	2.92	21.55	1.36	0.034	0.0306	0.20 On=11	0.25 実測値	0.14	-	0.126	150~180 On=11	170 On=11	120 On=11	108
026	H13.9	蒸気ボイラー	ガス専焼ボイラー	16,834	1.17	29.297	1.00	0.000	測定無し	0.10 On=5	0.10 On=5	0.20	0.05 On=5	0.045	130~150 On=5	130 On=5	115 On=5	104
028	H22.12	焼鈍炉10t	金属加熱炉	1,316	1.17	13.9	0.23	0.000	定量限界以下	0.20 On=11	0.20 実測値	0.14	0.00 実測値	0.126	150~180 On=11	180 On=11	110 On=11	100
029	H24.12	製造総合ビルボイラ ΣTZG-120HQ6C	ガス専焼ボイラー	439	1.17	31.686	1.17	0.000	測定無し	0.10 On=5	0.05 On=5	0.20	0.05 On=5	0.126	130~150 On=5	150 On=5	40 On=0	36
030	H24.12	製造総合ビルボイラ ΣTZG-120HQ6C	ガス専焼ボイラー	439	1.17	31.686	1.17	0.000	測定無し	0.10 On=5	0.05 On=5	0.20	0.05 On=5	0.126	130~150 On=5	150 On=5	40 On=0	36
031	H25.7	GGE発電設備 1号発電所 3号発電設備	ガス機関	35,100	1.17	35.6	1.48	0.000	測定無し	0.05 On=0	0.05 On=0	-	0.01 On=0	0.126	600 On=0	600 On=0	70 ※6 On=0	63
032	H25.10	3号館 ΣTZG-300HQ6C	ガス専焼ボイラー	1,097	1.17	26.217	1.70	0.000	測定無し	0.10 On=5	0.05 On=5	0.20	0.05 On=5	0.126	130~150 On=5	150 On=5	40 On=5	36
033	H27.6	1項ボイラー HGTL-800AN	ガス専焼ボイラー	1,146	1.17	3.35	0.01	0.000	測定無し	0.10 On=5	0.10 On=5	-	0.01 On=5	0.126	130~150 On=5	150 On=5	60 On=5	54
034	H27.6	1項ボイラー HGTL-800AN	ガス専焼ボイラー	1,146	1.17	3.35	0.01	0.000	測定無し	0.10 On=5	0.10 On=5	-	0.01 On=5	0.126	130~150 On=5	150 On=5	60 On=5	54
035	H30.7	GGE発電設備 1号発電所 4号発電設備	ガス機関	36,300	1.17	30.7	1.48	0.000	測定無し	0.05 On=0	0.05 On=0	-	0.05 On=0	0.126	600 On=0	600 On=0	70 ※6 On=0	63

揮発性有機化合物(VOC)排出基準値

No	施設設置年月日	施設の名称	施設の種類の	揮発性有機化合物 [ppmC]		
				大気汚染防止法 排出基準	届出値	自主管理基準値
424	S57.11	3BT塗装工場EF室	塗装施設	700	630	567
91	S48.12	製缶工場 塗装室	塗装施設	700	560	504

備考

※1【硫黄化合物(SOX)規制について】
 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$
 q: 硫黄酸化物の許容排出量 (単位: 温度密度・圧力1気圧の状態に換算したm³毎時)
 K: 地域別に定める定数
 He: 補正された排出口の高さ (煙突実高+煙上昇高)
 K値は地域の区分ごとに異なり、数字が小さくなればなるほど規制が厳しい。硫黄酸化物の排出基準は全国に適用される一般排出基準と、汚染が著しいか又は著しくなるおそれがある地域で、新設される施設に限って適用される特別排出基準とがある。

※2【自主管理基準値について】
 大防法で届出を行っている値の90%を自主管理基準値とする。但し、No009、011のばいじんに関しては公害防止協定値の90%を自主管理基準値とする。

※3【硫黄酸化物(SOX)及び窒素酸化物(NOx)公害防止協定について】
 硫黄酸化物(SOX)の協定値は、総排出量で最大稼働時19Nm³/hと定められており、窒素酸化物(NOx)については協定値が定められていない為、それぞれ項目は省略する。

※4【硫黄酸化物(SOX)大防法排出基準値について】
 硫黄酸化物(SOX)の大防法排出基準値は定められていない為、項目を省略する。

※5【最大排出ガス量について】
 施設規模記載の数値は、各々の最大排出ガス量(乾き)の値とする。

※6【GGE発電設備の窒素酸化物(NOx)届出値について】
 GGE発電設備の窒素酸化物届出値は脱硝設備の稼働が条件とする。

※7【計量証明書での判断について】
 計量証明書結果にて濃度が基準値内であることを確認する際は、残存酸素濃度の条件を確認し、基準と異なる場合は条件が同一となるように濃度換算して評価すること。

【参考】ばいじんの排出基準一覧

ばい煙発生施設の種類	規模	大気汚染防止法				環境の保全と創造に関する条件	
		On	既設	新設			
		(%)	一般	一般	特別	1	2
1 ボイラー	20万Nm ³ /h以上	5	0.05	0.05	0.03	0.10	0.05
	4~20万Nm ³ /h					0.20	0.05
	4万Nm ³ /h未満					0.30	0.20
6 金属加熱炉	4万Nm ³ /h以上	0s	0.15	0.1	0.08	0.20	0.10
	4万Nm ³ /h未満					0.40	0.20
31 ガス機関	ガス機関	0	0.05	0.05	0.04	-	-

(注1)
 On: 残存酸素濃度の種類別の適用基準補正值
 Os: 残存酸素濃度実測値

(注2)
 既設: 昭和57年5月31日以前に設置された施設
 新設: 昭和57年6月1日以降に設置された施設

【参考】窒素酸化物の排出基準一覧

令別表第一の番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	施設規模(最大排出ガス量)[万Nm ³ /h]	残存酸素濃度On(%)	排出基準(ppm)										
					設置年月日										
					S48.8.9以前	48.8.10~S50.12.9	S50.12.10~S52.6.17	S52.6.18~S52.9.9	S52.9.10~S54.8.9	S54.8.10~S58.9.9	S58.9.10~S59.9.9	S59.9.10~S60.9.10	S60.9.10~S62.3.31	S62.4.1~H2.9.9	H2.9.10以後
1	①	ガス専焼ボイラー(小規模ボイラーを除く)	50以上	5	60										
			10~50		100										
			4~10		130										
			1~4		150										
			1未満		150										
6	①	ラジアントチューブ型	10以上	11	100										
			1~10		150										
			0.5~1		200										
			0.5未満		200										
			適用しない		100										
			適用しない		180										
	②	金属加熱炉	鍛接鋼管用	10以上	11	適用しない									
				1~10		180									
				0.5~1		適用しない									
				0.5未満		適用しない									
				適用しない		180									
				適用しない		180									
③	①、②以外	①、②以外	10以上	11	160										
			1~10		170										
			0.5~1		170										
			0.5未満		200										

令別表第一の番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	施設規模(最大排出ガス量)[万Nm ³ /h]	残存酸素濃度On(%)	排出基準(ppm)				
					設置年月日				
					S63.1.31以前	S63.2.1~H1.7.31	H1.8.1~H3.1.31	H3.2.1~H6.1.31	H6.2.1以後
31		ガス機関		0	2000		1000	600	

●水濁法／瀬戸法に係る特定施設の排出管理基準値(濃度規制)

(単位:mg/l、但し、pH→無単位、大腸菌群数→個/ml)

項目	水質汚濁防止法	兵庫県条例	公害防止協定	遵守基準値	NO2.U1口		NO4.X口		NO5.W口		NO7.Z口		測定頻度	備考	
	排水基準	排水基準	排水基準		瀬戸法届出値	自主管理基準値	瀬戸法届出値	自主管理基準値	瀬戸法届出値	自主管理基準値	瀬戸法届出値	自主管理基準値			
有害物質項目(濃度規制)	カドミウム及びその化合物	0.03 (カドミウム換算)	-	-	-	0.03	-	0.03	-	0.03	-	0.03	2回/年	【自主管理基準値について】 ①水濁法/瀬戸法で届出を行っている項目については、届出値を自主管理基準値とする。 ②①以外の項目については、排出管理基準値欄に掲げる、最も厳しい値の80%(pHは上下10%の範囲)を自主管理基準値とする。 :遵守基準値 :自主管理基準値 ※1 発生の可能性がある場合のみ測定を行う	
	シアン化合物	1 (シアン換算)	0.7	0.7	-	0.56	-	0.56	-	0.56	-	0.56	2回/年		
	有機燐化合物	1	0.7	0.7	-	0.56	-	0.56	-	0.56	-	0.56	-		
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.7	-	0.08	-	0.08	-	0.08	-	0.08	2回/年		
	六価クロム化合物	0.5	0.35	0.35	-	0.28	-	0.28	-	0.28	-	0.28	2回/年		
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.35	-	0.08	-	0.08	-	0.08	-	0.08	- ※1		
	総水銀	0.005	0.005	定量限界以下	-	定量限界以下	-	定量限界以下	-	定量限界以下	-	定量限界以下	- ※1		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ポリ塩化ビニル	0.003	0.003	定量限界以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回/年		
	ジクロロメタン	0.2	0.2	-	-	0.16	-	0.16	-	0.16	-	0.16	- ※1		
	四塩化炭素	0.02	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	1, 1-ジクロロエチレン	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	-	県条例による	-	0.32	-	0.32	-	0.32	-	0.32		2回/年
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	-	県条例による	-	0.4	-	0.4	-	0.4	-	0.4		2回/年
チウラム	0.06	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
シマジン	0.03	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
チオベンカルブ	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ベンゼン	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
セレン及びその化合物	0.1 (セレン換算)	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ほう素及びその化合物	230 (ほう素換算)	-	-	水濁法による	-	184	-	184	-	184	-	184	2回/年		
ふっ素及びその化合物	15 (ふっ素換算)	15	15	県条例による	-	12	-	12	-	12	-	12	2回/年		
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	-	-	水濁法による	-	80	-	80	-	80	-	80	2回/年		
生活環境項目(濃度規制)	水素イオン濃度(pH)	5~9	5~9	5.8~8.6	協定による	6.0~8.6	6.1~8.3	6.0~8.6	6.1~8.3	6.0~8.6	6.1~8.3	6.0~8.6	6.1~8.3	1回/月	※2 兵庫県告示による水質管理値
	化学的酸素要求量(COD)	160(120)	60(50)	30(25)	"	24	24	23	23	24	24	15	15	1回/月	
	浮遊物質(SS)	200(150)	90(70)	80(65)	"	55	55	40	40	64	64	40	40	1回/月	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	2	2	"	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	0.7	0.7	1回/月	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	フェノール類含有量	5	1	1	協定による	-	0.8	-	0.8	-	0.8	-	0.8	2回/年	
	銅含有量	3	3	3	"	-	2.4	-	2.4	-	2.4	-	2.4	2回/年	
	亜鉛含有量	2	2	5	水濁法による	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.6	1.8	1.8	1回/月	
	溶解性鉄含有量	10	10	5	協定による	2.6	2.6	1	1	2	2	0.19	0.19	1回/月	
	溶解性マンガン含有量	10	10	10	"	-	8	-	8	-	8	-	8	2回/年	
	クロム含有量	2	2	1.5	"	-	1.2	-	1.2	-	1.2	-	1.2	2回/年	
	大腸菌群数	日平均3000	日平均3000	-	県条例による	-	2,400	-	2,400	-	2,400	-	2,400	2回/年	
窒素含有量	120(60)	50 ※2	-	"	13	13	33	33	18.5	19	2	2	1回/月		
燐含有量	16(8)	3 ※2	-	"	0.5	0.5	0.5	0.5	1.1	1.1	0.08	0.1	1回/月		

●水濁法／瀬戸法に係る水質総量規制基準値(汚濁負荷量)

(単位:kg/日。但し、排水量はl)

測定口	科学的酸素要求量(COD)			窒素含有量			燐含有量			許容排水量/日 (=水濁法届出値)	測定頻度※3	備考
	遵守基準値	水濁法届出値	自主管理基準値	遵守基準値	水濁法届出値	自主管理基準値	遵守基準値	水濁法届出値	自主管理基準値			
U1口(組立工場廃水処理施設)	0.4	0.4	0.32	0.4	0.4	0.32	0.04	0.04	0.032	40	1回/月	※3 COD、窒素、りんの測定頻度であり、排水量は1回/日測定。
W口(溶接工場廃水処理施設)	0.7	0.7	0.56	0.7	0.7	0.56	0.07	0.07	0.056	70	1回/月	
X口(修繕工場廃水処理施設)	0.32	0.32	0.256	0.48	0.48	0.384	0.032	0.032	0.0256	32	1回/月	
Z口(蓄電池工場廃水処理施設)	0.03	0.03	0.024	0.045	0.045	0.036	0.003	0.003	0.0024	3	1回/月	
神戸工場全体	1.45	1.45	1.16	1.625	1.625	1.3	0.145	0.145	0.116	145		